

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十八条の三第一項第六号の規定に基づき、昭和四十四年建設省告示第千七百三十号の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件

前文中「の基準」を「の構造方法」に改める。

第一の見出し中「基準」を「構造方法」に改め、第一第五号中「六百ボルト耐熱ビニール電線」を「六百ボルト二種ビニール絶縁電線」に改め、同号口中「甲種防火戸若しくは乙種防火戸」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備」に改め、同号八中「バスダクト」を「裸導体バスダクト又は耐火バスダクト」に改める。

第二の見出し及び第三の見出し中「基準」を「構造方法」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。